

鳴谷栄一の 裏見私見

2018年6月5日



(四) 漢語詞典

聞新民農本日

都市農業振興基本法が成立して3年を経過し、都市農業問題もこれまでの三大都市圏を中心から地方圏へとその野を広げつつあり、あらたなマテリアに入ってきたように感じる。市街化区域農地面積は平成5年の、生産緑地は15千ha、生産緑地以外128千haをあわせた143千haから、平成28年には同13千ha、61千haの74千haに半減しているが、この減少を緩和させるに大きな役割を發揮してきた

の生産緑地である。三大都市圏でみると、平成28年、生産緑地以外の市街化区域農地が13・1千haである。これに対して生産緑地は12・6千haほどを指す。抗して、市街化区域農地面積を維持していく土合となつている。これに対して地方圏では生産緑地以外の生産緑地はわずか107haにすぎず、地方圏では生産緑地制度ほとんど活用されずにきた。逆に言えば、これまでいくど、今後、地方圏にある都市で都市農地が急激に減少していくことが懸念されることがある。

生産緑地制度の導入を

参画できる”場”づくりを下げるためにセミナーを開催する等によつて、農家経営の多角化と都市農地の維持、これらをつうじての街づくりや都市環境の整備、地域コミュニティの再生にもつなげようとしている。

都市農業振興基本法で明確化された「多様な機能」が持つ意義をきわめて重要である。多様な機能には①農産物の供給、②防災、③良好な景観の形成、④国土・環境の保全、⑤農作業体験・学習・交流の場の提供、⑥農業に対する理解の醸成が含まれる。①や②、④は多面的機能と云ふこととし、農業を維持・振興することによって付随的に発揮されるのに対して、新たに附加された②や⑤、⑥の機能は、農業者だけではなく消費者・市民と一緒にになって、自発的・主体的に取り組んではいるべきである。

めて發揮するものである。すなわち農業のための都市農業から脱皮して、消費者・市民と一体となって提携関係を構築していくところに都市農業生態の途があることを示している。

JJAさふの取組はさらなる農産物輸入自由化が懸念される日本農業全体が取り組んでいくべき方向性を示してもらっている。このたまには厳しく経営環境を潜り抜けていく必要があり、牛生産緑地制度導入し税負担を軽減していくことが大きな立場を握る。